

令和3年度第3回高知市地域福祉計画推進協議会今後の地域福祉の推進に向けたご意見及び回答

氏名	意見	回答	担当課
1 玉里委員	コロナ禍ではありますが、ほおっちょけん相談窓口の設置・運営や、ほおっちょけん学習の広がりをみることができました。計画の実現にむけて、より多くの市民の参加がありますことを期待しています。		
2 中村委員	特に意見はありません。ありがとうございました。		
3 三橋委員	(今後の地域福祉の推進に向けての意見) 地域共生社会の実現に向けて、現在高齢者分野では「基準緩和型通所B事業」が始まりました。旭でも「ふらっと旭」が開所し子どもも大人も高齢者も皆がフラット(平等)に過ごせる居場所づくりを行っております。現状は、要支援1・2と事業対象者の方の利用があれば補助金がもらえる仕組みですが、誰でも来れる居場所を認定の有無によって区分けすることに難しさを感じております。 今後の「重層的支援体制整備事業」とあいまって、障害やひきこもり等のような方でも受け入れることが出来、より使いやすい制度になっていって欲しいと思います。 (感想) 期間中、つたない意見しか言えず、十分な協議ができませんでした。玉里先生始め、多くの委員さんの意見を間近に聞くことができ、私自身も勉強になりました。ありがとうございました。事務局の皆様にも質問・意見をぶつけ大変ご足労おかけしました。今後の高知市の発展を大いに期待しております。	「基準緩和型通所B事業」について、制度上、年齢や属性にかかわらず利用して構わないこととなっておりますが、国からの財政支援は、介護保険の要支援1・2の方及び事業対象者に限定されており、「利用は可能だが費用の対象とはならない」という運営者にとって厳しい制度となっております。 事業の利用者としては、様々な状況の方が想定されており、本市としても課題と認識しておりますので、利用者、運営者のニーズや他市町村の制度運用等踏まえ、よりよい制度となるよう、支援策を検討してまいります。 なお、必要に応じ国に対しても、財政支援を要望してまいります。	高齢者支援課
4 長尾委員	基本目標7-2に関係するが、最近(今年)職員の不祥事があまりにも多すぎる。市長印をなくすなど本末転倒である。職員には、市役所とは何か(市民の奉仕者)を地域共生社会推進本部会議で徹底してもらいたい。	職員の不祥事について、市民の皆様の信頼を裏切る結果となっており、深くお詫び申し上げます。市長からは庁議において、再発防止とミスのないチェック体制の強化、適切な業務執行について指示があり、併せて総務部長から、綱紀の肅正と服務規律に関する通知を発出し、再発防止に向けた取組の徹底を行いました。今後につきましても、リスク防止と適正な業務遂行を徹底し、より一層の不祥事防止に取り組んでまいります。	人事課
5 葛目委員	コロナで難しい中での業務お疲れ様でした。これから町内会と運動した地域福祉を考えてみたいと思います。		
6 島元委員	8050、ひきこもり、ダブルケア、そしてヤングケアラーをはじめとする社会的孤立する人に、どのように対応していくか。	ご意見にあるような複合化・複雑化した課題を抱える世帯への支援については、多機関が協働して支援することが重要です。令和4年度から実施する重層的支援体制整備事業では、多機関が協力して事例の要因分析(アセスメント)や支援の方向性の整理・役割分担を行うなど、支援力を強化することとしています。 また、行政のみでの支援には限界があるため、地域での見守りや民間の支援団体等との連携も大切になります。 重層的支援体制整備事業を実施する中で、あらゆる主体が連携することで、事例ごとに最適な支援ができるように努めてまいります。	地域共生社会推進課
7 小笠原委員	意見はございません。		
8 福田委員	意見なし。		
9 武樋委員	大変お世話になりありがとうございました。 高知市は高知県の中でも一番人口の多い地域で子育て家族もたくさん暮らしています。未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、親だけでなくいろいろな人の関わりやサポートが必要だと考えています。様々な人と人とのつながりが広がっていき、子どもからお年寄りまでどのような人も自分らしく暮らし、生きていける高知市になっていくよう願うとともに、みそのもそれをめざして、自分たちの役割を果たせるよう取り組んでいきたいと思っています。		
10 細川委員	「いき百」応援団として参加させていただき、多くのこと学び、情報知り得たこと深く感謝しております。高齢者が30%を超え増々増大する今、高齢者という考え方を65才からをせめて75才からに変更していかねばと思います。人生100年時代、昭和の時代からだ10才は若がり、高齢者福祉に使われるお金は増大。これからの社会を考えると子どもや若者に目を向けないと大変なことになると思います。子どもを生みやすい、育てやすい社会教育の在り方等聞くところによりますと、選挙に行くのは高齢者が多いので政治は高齢者を大事にしているとか、そんなことがあるとしたら、私達国民もずいぶん馬鹿にされたものです。行政施策なので変更は困難でしょうが、今を担う壮年若者子どもへの福祉が大切なのでは、私共後期高齢者は医療費は1割、植物園は無料、映画は安いと恩恵が多すぎて申し訳なく思います。		
11 田中委員	特になし。		
12 三谷委員	意見なし。		
13 吉富委員	特に意見はございません。		

	氏名	意見	回答	担当課
14	松下委員	<p>〔高知市地域福祉活動推進計画〕【基本目標6】「安全・安心につながる環境づくり」, 「6-2 災害時対策の充実」の項目に関連して、意見を申し上げます。</p> <p>この中で、高知市が取組むべき課題に「①高知市地域防災計画に基づき、要配慮者対策をはじめとするさまざまな施策を、地域と協働して進めていきます。」とあり、具体的な事業課題として「避難行動要支援者対策」や「福祉避難所対策」などが掲げられています。</p> <p>しかしながら、現在の「高知市地域福祉活動推進計画」期間中において、これらの進捗状況は決して芳しいものと評価できません。この課題は、災害時に要配慮者の皆さんの命を守りつなぐうえで、大変重要な取組みであり、早期に具体化されることを要望いたします。</p> <p>1. 避難行動要支援者対策について 高知市の避難行動要支援者名簿登録同意者25,626人に対して、個別避難計画策定数は2,037人(策定率7.9%)(令和3年9月30日時点-高知県集計)にとどまり、高知県全体23.2%を大きく下回るとともに、高知市を除く高知県全体の策定率67.9%を押し下げる要因となっています。高知市で取組みが開始されて7~8年を経過していると認識していますが、取組みが前進していない要因分析と、今後の具体的な対策等について検討が必要と考えます。</p> <p>2. 避難行動要支援者対策により、災害発生時に要配慮者の命を守った後、避難生活で命をつなぐことが重要ですが、その役割を担う「福祉避難所」や「一般避難所の要配慮者スペース」の設置や運用等について、具体化が急がれます。</p> <p>現在、高知市の福祉避難所は42ヶ所が指定されています。施設の内訳は民間社会福祉施設29ヶ所、高知市施設8ヶ所、高知県特別支援学校施設3ヶ所、民間学校施設2ヶ所、このうち津波浸水地域に16ヶ所、土砂災害警戒区域に4ヶ所立地して、災害時に福祉避難所として役割を果たせるか危惧されます。また、小学校区別では19校区に所在しますが、22校区には所在していません。</p> <p>また、各福祉避難所施設における開設・運営マニュアルが制定されているのは15ヶ所で、いずれも民間社会福祉施設側が策定したものと聞いており、その内容も公表されていません。</p> <p>ついては、今後、福祉避難所の確保や運営において必要と思われる以下の点について、高知市の考え方や取組みについてご教示いただきたい。</p> <p>① 受入対象となる要配慮者の概数把握と、現在、指定されている福祉避難所の収容定員は十分でしょうか。今後の福祉避難所の指定拡大への取組みはどのような計画になっていますでしょうか。</p> <p>② 福祉避難所ごとの受入れ対象者の指定や調整がされて、公表されるのでしょうか。</p> <p>③ 事前の個別避難計画において、避難場所として「福祉避難所」を特定し、直接避難することにしておけば、一般避難所でのスクリーニングや移送の必要がなくなり、要配慮者の災害関連死を防止することが可能となると考えますが、「直接避難方式」について検討されているのでしょうか。</p> <p>④ 福祉避難所や一般避難所の要配慮者スペースについて、バリアフリー化などの施設整備は計画されているのでしょうか。</p> <p>⑤ 福祉避難所や一般避難所の要配慮者スペースでの、物資や資機材の確保、医療・介護等の支援人材の確保、要配慮者の移送手段の確保等はどのように計画されているのでしょうか。</p> <p>⑥ 福祉避難所や一般避難所の要配慮者スペースの運営に関して、行政や地域住民との協働が必要になると思いますが、それらを具体化した「福祉避難所マニュアル」を制定し公表する予定はないのでしょうか。</p> <p>3. 「避難行動要支援者対策」の主管部署は地域防災推進課、一方、「福祉避難所」に関する主管部所は健康福祉総務課となっていますが、「福祉と防災」の一体的な推進体制を構築するとともに、外部の専門家などを加えたワーキンググループを編成するなどにより、早期に取組みの具体化ができるよう、お願いしたい。</p>	<p>1 避難行動要支援者の取組では、まずは要支援者の方々の名簿提供を推進していく必要があります。名簿情報には、繊細な個人情報が含まれており、その管理を徹底する必要があるため、令和2年度までは、避難支援等関係者と「避難行動要支援者の避難支援等に関する協定書」の締結に向けて、地区内で実際に避難支援に携わられる方々に対し、支援団体の体制づくりや個人情報の取扱い方法を含めた制度の周知啓発について積極的に取り組んでまいりました。</p> <p>また、当該名簿には、自力での避難が可能な方も含まれていることから、個別避難計画作成の対象者が多く、取組が前進していない要因の一つとなっています。そのため、内閣府の取組指針に示されたとおり、令和4年度に避難行動要支援者名簿の精査を行い、真に支援が必要な方を対象として取組を推進していくようにいたします。</p> <p>2 福祉避難所の確保や運営について ①②③ 受入対象となる要配慮者約4万人に対し収容定員は約5,000人分となっているため、新規指定を進めるとともに一般避難所での要配慮者スペースの確保に向けた調整を進めています。また、個別避難計画の作成においては、福祉避難所への直接避難も想定しています。併せて、施設の意向を確認した上で福祉避難所ごとの受入対象の公示も進めることとしています。</p> <p>④ 福祉避難所については全てバリアフリーとなっています。要配慮者スペースについては、体の特性に応じた部屋割を自主防災組織の皆さんや、施設管理者と検討しており、特に、車椅子利用者や介護が必要な方は、施設入口近くの部屋や1階のスペースを割り当てる等配慮しています。</p> <p>⑤ 物資については県補助金を活用し確保するとともに、要配慮者スペースで必要と想定される物資の確認を進めています。支援人材や移送手段については市職員のほかボランティアや要配慮者の介助者などによる対応を想定していますが十分ではありませんので、関係団体と協定を締結するなど拡充が必要と考えます。</p> <p>⑥ 運営に関する協働の面でマニュアルの公表は有効ですが、福祉避難所マニュアルについては施設との調整が必要となります。マニュアル未策定への対応と併せて課題であると考えます。要配慮者スペースについては、令和3年度から一般避難所ごとの避難所運営マニュアルの改訂を進めており、その改訂の中で要配慮者スペースの考え方や要配慮者ご本人、その家族の対応等を含めた内容を、自主防災組織の皆さんと検討しています。また、今後、避難所開設訓練等を通して、より実効性のある避難所運営マニュアルにしていきたいと考えています。なお、改訂及び策定が完了した避難所運営マニュアルは、本市ホームページで公表してまいります。</p> <p>3 「福祉と防災」の一体的な推進体制の構築については、「地域共生社会推進本部」の下部組織である「防災福祉部会」において、福祉等の関係部局との緊密な連携の下に、具体的な取組を進めております。外部の専門家の方を加えたワーキンググループの設置につきましては、その取組の進捗状況を踏まえ、検討してまいります。なお、要支援者への円滑かつ迅速な避難支援のために、地域による日頃からの見守り活動や、個別避難計画に基づいた避難訓練の実施を支援していくことにより、住民同士の「顔の見える関係づくり」の推進につながり、避難支援の実効性が高まると考えておりますので、引き続き取組へのご協力をお願いいたします。</p>	地域防災推進課 健康福祉総務課
15	高橋委員	<p>コロナ禍の大変な状況の中で協議会の中止、リモート開催等、推進課や市社協の職員の方々のご苦勞にまず敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>私は公募委員として初めて参加させていただきましたが、委員として少しでも有益な意見を申し上げることができたかと言えば・・・心もとない思いです。</p> <p>・パブリックコメントを拝見して 視覚障害の方だけではなく、異なる点もあります。知的障害で漢字や文章の読み取りが難しく、いろいろなお知らせや提出書類などの情報が十分伝わってなくて不利益を被っている人(単独生活や夫婦で子育てしている人)もいます。</p> <p>「読み手派遣事業」等具体的で個別のニーズについても『策定や見直しにあたって参考』にするだけでなく、今後の事業に盛り込んでいくにはどのようにしたら良いかの議論ができればと思いました。</p>	<p>パブリック・コメントについて、ご意見ありがとうございます。事業に盛り込むかどうかも含め、「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定や見直しの過程で検討してまいります。</p>	地域共生社会推進課
16	仲田委員	<p>ご送付いただきました資料を確認させていただきました。私からは特に意見はございません。本年度も、貴重な体験をさせていただきありがとうございました。</p>		